

【講演録】

第16回広島大学ホームカミングデー企画
法科大学院講演会
「日本学術会議会員任命拒否事件と『学問と政治』」

松 宮 孝 明

令和4年11月20日(日)に、第16回広島大学ホームカミングデー企画(法科大学院講演会)「日本学術会議会員任命拒否事件と『学問と政治』」として、東千田未来創生センターにおいて、立命館大学大学院法務研究科教授の松宮孝明氏を講師に迎え、講演会を開催しました。

本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです。(講演後に引き続き行われたフロアとの質疑応答については、紙幅の関係上、省略させていただきました。)

【周田憲二広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻長 挨拶】

本日は広島大学のホームカミングデーの企画として立命館大学の松宮先生にご講演をお願いしております。広島大学のホームカミングデーと申しますのは、広島大学、広島大学校友会が卒業生や元教職員などを招待して歓迎するイベントとして、毎年11月に開催するイベントでございます。

在学生も元々は参加をいただくという趣旨ではございますけれども、試験等との関係で参加が難しいところもありますが、教職員はもとより市民の方々にもご参加をいただくという形で実施をさせていただいております。

それでは、今日ご講演をいただきます松宮先生の略歴等についてご紹介をさせていただきますと存じます。

【東千田地区支援室長 講師紹介】

松宮孝明先生は、1958年滋賀県にお生まれになり、1980年京都大学法学部卒業、1985年京都大学大学院法学研究科博士後期課程学修退学されました。

その後1985年京都大学法学部助手、1987年南山大学法学部専任講師、1990年立命館大学法学部助教授、1995年同教授を経て、2004年より立命館大学大学院法務研究科教授として、法曹養成教育に携わっていらっしゃいます。

なお、主要業績として、『先端刑法 総論－現代刑法の理論と実務』（日本評論社、2019年）、『刑事過失論の研究』（成文堂、1989年、補正版2004年）ほか数々執筆されておられます。

【松宮 孝明先生ご講演】

改めまして今回の講演会、日本学術会会員任命拒否事件の当事者として、学問と政治の関係を含め、学問が果たすべき役割と研究者の使命・責務についてお話をいただきます。

それでは松宮先生よろしく願いいたします。

なお、松宮先生におかれましては、マスクを外して講演いただくことを皆様ご了承ください。

1 岸田政権と「任命拒否」

ただいま過分なご紹介をいただきました、立命館大学法科大学院と一般に言われていますが、立命館大学大学院法務研究科で教授職を拝命しております松宮と申します。

この度は、広島大学のホームカミングデーにおいて、このようにお話をす

る機会をいただきましたことに対して心より御礼申し上げます。それとともに今日お話をさせていただくのがこの日本学術会議会員任命拒否事件とからんで学問と政治というタイトルでございます。

私の専門は刑法、もう少し広げても刑事訴訟法を含めた刑事法ですので、この2年前に起きた事件、この後どういう構造なのかお話をしますがこの事件の問題点に関する専門家ではないのですけれども、ただこのような事件が起きたのは前代未聞ですので、専門家というのはほとんど誰もおられないように思います。

本日はこの大問題を話の取っ掛かりにして、学問と政治の関係、あるいはそのあるべき姿について少し考えるところを述べさせていただきたいと思います。

2020年事件そのものが発覚したのは2年前です。2020年10月1日日本学術会議という内閣府というところに属している国の機関ですが、その日本学術会議の新たな会期が始まりました。会期は3年でございます。

この学術会議というのは、会員数210名さらにこれを支える連携会員が約2000名います。3年ごとにその半数、210名の会員のうちの105名を改選していくという、ちょうど国会の参議院みたいな構造になっています。

つまり会員は6年任期なんですが3年ずつ半数が入れ替わっている。ちょうど2年前の2020年10月1日が第25期が始まる日で、その第25期が始まるよりも前、第24期ですがこの第24期の日本学術会議の会員によって、ちょうど任期が終わる会員に変わって新たに105名の会員を推薦するという手続きがとられております。

私もそれまで学術会議の連携会員という仕事をしていたのですが、この25期について会員として推薦したいという連絡を受けて、承諾のお返事を差し上げていたところ、8月の末ですけれど、「会員候補として正式に推薦します」という連絡を、日本学術会議の事務局から受け取ります。ところがです、その後順当に10月1日には任命をされ、コロナがなければその日は東京に赴い

て首相官邸で任命の辞令の交付を受けるはずだったのですが。

なんとその2日前、9月29日にこの学術会議の事務局から研究室に直通電話が入りました。その事務局の事務局長さんから、実は105名候補を推薦したのに99名しか任命されなかったと伝えられたわけです。

その外れた6名のうちの1人に先生が入っている。という電話だったので。これは青天の霹靂でしてね、こんなこと過去にあったんですかと伺ったんですが「初めてです」とおっしゃる。しかも、事務局長さんがおっしゃるには、何かの間違いではないかと思って首相官邸の方に問い合わせたところ、「間違いはない。99名しか任命していない。その理由は言えない。」というふうに言われたというのです。私も驚きましたね。いや日本学術会議法という法律を見ると、学術会議が推薦した候補に基づいて任命するとあるだけで、その候補の中からさらに選べるとか、あるいは一部を落とすとか、そんなことは何も法律には書かれていない、そんな権限は書かれていない。

さらに会員候補のその資格というか何を基準に決めるかといえば研究者としての資質・能力です。その時すぐに頭に思い浮かんだことは、105名もいろんな分野からの学者・研究者を任命するにあたって、それぞれの分野における候補者の資質・能力が実は十分ではないなどと内閣総理大臣が1人で判定できるなら、その人はスーパーマンだということです。いやそんな力が内閣総理大臣にあったらそれは神か化け物ですよ。ですからそんなことはできるわけがない。できるわけがないからには何か人に言えないような理由しかないんじゃないかというようなことを思いまして、電話ですでね、「これは大変なことになるんじゃないですか」と言ったら「そうですね」と事務局長がおっしゃる。

「そうですね」なんです。これには驚いて9月29日の段階ですが、今こういう時代なのでSNSのFacebook、私はFacebookが好きでよく使っているんですがFacebookに任命拒否の連絡があり、そこで日本学術会議法を調べてみても内閣総理大臣にそういった選別の権限や能力があるってというようなこ

とは一つも書いてない、むしろ105名を任命しなさいと法律には書いてある、ということをお慌てで書きましたらね、早速それをご覧になった方もおられて、即座に、何があったんですかというリプライがやってきたのです。

リプライを返してきた人の中に、大学の1年後輩で、参議院の議員をやっている井上哲(さとし)という日本共産党の国会議員。彼、実は広島出身なんですけど、学生時代から知っていたんですけど、その縁でFacebook友達になっていまして。

そこで彼は、「いったい何があったんですか。すぐに赤旗の記者をよこしますので、事情を伺いたい」というのです。そこで、いいですよと言ったんですが、そしたら翌日記者さんがこられました。その後に来たのが地元の京都新聞の記者です。京都新聞も地元の記事、事件だと考えたんでしょうか、すぐに記者をよこしました。申し訳ないですが遅かったのが他の全国紙、朝日、毎日、日経も来るかなと思っていたんですけどなかなか来ません。10月1日になって赤旗がスクープを打ち、ネットでは京都新聞がネット記事を配信し、これがいずれもスクープあるいはネットではバズるといえるのでしょうか、大騒ぎになっていったというのが2年前の話でございます。

さて、その後、その当時の菅首相率いる菅政権ですが、ご存じのように1年しか持ちませんでした。ではそれを引き継いだ地元広島出身の岸田総理です。岸田政権がこの問題に対してどういう対応をとっているかというのを示したのが、この1枚目のスライドです。

まず先ほど申しましたように、これ法律がちゃんとあります。日本学術会議法という法律です。この7条には会員の半数を3年ごとに内閣総理大臣が任命すると書いてある。それは日本学術会議の推薦に基づいて任命すると書いてある。

つまり、必ず105名任命しなければいけないというのが法の定めているルールでございます。しかしそれに対して6名足りない99名しか任命しなかった。

しかもその理由を政権・官邸側は全く説明をしない、たぶんできない。

この状態が今日まで続いているということでございます。さらにこの間の国会の審議で明らかになったのは、会員の任命権者ではないはずの当時の杉田官房副長官が勝手に6名を候補者名簿から外し、6名の名前を黒塗りにしたものを、当時の菅総理大臣に渡して、そして99名任命のハンコを押させたということです。つまり杉田氏が勝手に違法行為をしたということです。でもこれには総理大臣としては監督責任がありますね。105名任命しなければいけないと法律に書いてあるのに99名分しか名簿にはない、おかしいじゃないかとなぜ言えないのかと考えたら、当然それは菅総理大臣も容認していたということになる。この問題が明らかになってから2020年10月に当時の菅政権について、もう記憶の彼方にあるかもしれませんが、発足当時は支持率が70%近かった。2020年9月下旬の段階で70%近い内閣支持率があったにもかかわらず、10月に入った途端に12ポイント、これは毎日新聞の調べですが、この問題が発覚してから12ポイント下がりました。

50%減ぐらいぎりぎりまで下がっている。その後はもうご存知の通りでございます。菅政権はコロナ禍の対応にいわば失敗をして、次々と支持率が下がっていくということになります。結局昨年（2021年）の10月5日ですね。9月にもう総理降りるということをして、自分で表明して10月5日に岸田政権が発足するに至ります。

ここに菅政権崩壊のきっかけと書いていますが、これはどういうことかと思われる方もおられるかと思いますが、実は2年前は、発足当時の高い支持率を背景に年内にも解散総選挙、菅政権のもとで解散総選挙をやって支持基盤を固めるということがあるのではないかというふうに噂されていたのです。もしも10月11月期にこの高い支持率が維持できていたとすれば、おそらく11月ぐらいに解散総選挙をやっていたと思いますが、10月に12ポイント下落してしまう。

支持率が5割ちよつとになってしまう。この段階で解散総選挙はちよつと

怖いなと思っているうちに11月に入ればコロナの次の波がやってくる。ということで、さらに追い打ちをかけて下がっていくわけですから、この任命拒否事件は解散総選挙のタイミングを逃したという意味で菅政権崩壊のきっかけ、出発点になった事件ではないかと私は思っています。

当時私は、私が総理大臣の立場だったらこういうことはやらないだろうと言っていたんです。大問題になることはわかっている。わかっているけれど今はどちらかといえば政権の基盤を固めたいというとき。こういうときには、支持率が下がるリスクがあるので、いきなりハードな手はうたない。うたないで総選挙をやってしまおうというふうに、なぜ考えなかったんでしょうねって言っていたのですが。ともかく実はこの事件が菅政権崩壊のいわば最初のつまづきの石になっていると私は思っています。

さて、岸田政権になりました。昨年の10月ですが、ところが任命されたばかりの岸田首相は、この問題に対する国会答弁において、この任命拒否事件については菅前総理が最終判断をしたものだとして、任命に関する一連の手続きは終了しているという認識を示しています。

しかし一連の手続きが終了しているということにはまったくなりません。というのは、学術会議の側は25期の会員について105名の候補を推薦したのに、まだ99名しか任命されていないのですから。

そのおかげで学術会議のいろんな仕事にも差し障りが出ている。内閣総理大臣は早く残りの6名を任命してください、待っていますよという状態なのです。現在は日本学術会議法から見れば105名の任命義務が果たされていない違法な状態が続いているのです。

岸田政権はその違法状態をどうするんだと問われたところ、去年の10月11日に、この状態が継続しているにもかかわらず、菅前総理が最終判断をしたということで手を打たないと言っているわけですからこの違法状態を継承していることになります。

この状態で、今年(2022年)の3月16日に、現在の日本学術会議の会長

である梶田先生と松野官房長官との会談が行われました。今年の8月の初めにも両者の会談は行われています。しかし、議論を続けるということは確認されているんですけども、この任命拒否事件についてまだ進展はございません。

そのうちに学術会議としては来年2023年10月1日には次の第26期の会員を新たに選んで任命してもらわなければならない期限が迫ってきております。次の会員の選定任命でも同じようなことが起こっては大変だということで、早くこの問題には決着をつけてほしいと望んでいるのですが、なかなか話が進みません(その後、2022年12月に、政府は突然、会員の選考過程をチェックする第三者委員会の新設などを盛り込む日本学術会議法改正の方針を示しました)。

なおかつ25期会員の任期は、先ほど申しましたように参議院議員の任期と同じで6年でございます。6年ですので105名に対して6人足りない状態は、このままいきますと最長で6年間、2020年から6年間なので2026年9月30日まで続いてしまうということになります。

その時まで岸田政権が残っていれば、岸田政権は残り5年間、違法状態を放置したということになります。今現在はこういう状態でございます。

2 任命拒否を正当化するために持ち出された法解釈

この任命拒否を正当化するために持ち出された法解釈というのがございます。実は今日お話ししたいのは、法に基づいた行政、あるいは法に基づいた国の運営、つまり法治国家あるいは法治主義というものがいかに大事かという視点です。

任命拒否を正当化するために国会答弁などで持ち出された法解釈というのがございます。日本国憲法第67条1項には内閣総理大臣は国民の代表からなる国会の指名を受け、憲法72条に基づいて内閣を代表するとされています。

その内閣は憲法65条に基づいて行政権を掌理すると書かれています。ですので、内閣総理大臣は日本学術会議会員の任命権者として学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使できるというのです。さらに、日本学術会議の会員は特別職の公務員ですので公務員の中に入ります。憲法15条1項によれば、その公務員の選定罷免権は国民の権利であるから、任命権者である内閣総理大臣は、日本学術会議法17条による推薦の通りに任命すべき義務があるとまでは言えないというわけです。

この辺から論理がちょっと怪しくなってきます。実はこの憲法解釈はどこでどういうときに示されたかということ、この任命拒否事件が明らかになった後、国会に提出されたものなのですが、それはですね、これも事件の約2年前、2018年11月13日付で日本学術会議の事務局名による文書、つまり事務局出のメモみたいな文書なのです。

つまりこれは、「日本学術会議法17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」と書かれた事務文書の中に書かれていたにすぎない見解なのです。ここでちょっとややこしいことを説明しますが、実は2018年段階では水面下で日本学術会議の会員の任命について会員候補を105名びったりで日本学術会議が推薦するのではなくて、105名よりも多い数の候補を推薦してほしいという意向が内々に日本学術会議の方に伝えられたことあったようです。しかし当時の学術会議の会長はこれを拒否したようです。

日本学術会議というのは確かに内閣府に所属している国の機関だけれども日本学術会議法自体に独立してその職務を行うというふうに職務の独立性が明記されている。そのためには会員についても独立して任命できるというものではないといけないし、学術会議の会員任命に当たってはそうであるという国会での当時の中曽根首相時代ですが、形式的な任命ですという答弁がある。

ですので105名を上回る候補を推薦して選べるようにするということが自体おかしいのです。そのような議論をやっているときに学術会議事務局名なの

ですが、このような文書が作られました。これは内閣府それから内閣法制局がこの3者が絡んでまとめ上げた文書だと聞いております。

ということで、任命拒否の理由として、まず、推薦通りには選ぶ必要はないのだということをいうのです。でもこのときの議論は今申し上げたように、105名より多い候補者があればそこから選べるというだけのことで、105名より少ない会員の任命が許されるということはこれでは正当化できません。

それにもかかわらず、なんと2年前の国会答弁ではこのメモが出てきた。そこで、推薦通りに任命すべき義務はないと答弁されるのです。いやいや推薦通りかどうかはともかく、105名任命していないじゃないか、法律には105名任命しろと書いてあるのに任命していないということはもう厳然たる違法事実であるのに、これで答弁を逃げ切ろうとしていたのです。

3 憲法の曲解による首相独裁？

しかもさらに問題なのはここでございます。確かに内閣総理大臣は国会を通じて間接的にせよ国民に選ばれている。だから何か総理大臣に任命権がある公務員については、総理が国民の公務員選定罷免権を根拠に、任命権を一手に握って自由に公務員を選定し罷免することができるとしている論理です。

ところがですね、本日は広島大学法科大学院の企画として私はきておりますが、法科大学院というところは、司法試験に合格して法曹になっていく人を育てる機関でございます。司法試験の科目には憲法もございますね。

おそらく憲法15条1項、公務員の選定罷免権、公務員の国民による公務員の選定罷免権でこういう答案を書くとは非常に悪い評価が帰ってくるのではないかと思います。こういう答案というのは、国民の公務員選定罷免権を一挙に体现しているのが内閣総理大臣なのだから、内閣総理大臣は、その下位の法律にどう書いてあろうと自分で自由に公務員である学術会議会員を選べるし、またその首を切ることもできるということが書かれている答案です。

これは怖くて司法試験の答案には書けないものです。実は憲法の教科書にはたいいこう書いてあります。憲法15条1項は、あらゆる公務員の終局的な任免権は国民にあるという国民主権の原理を表明したものに過ぎないのであって、個々の公務員については、下位の法律によってその任命の仕方や罷免の仕方が規制されている場合があると。

そして、日本学術会議の会員というのはまさに日本学術会議法によってその任命や罷免の仕方が規制されている公務員です。さらにこの解釈は憲法をよく読んでないというのがわかりますが、憲法73条にはこう書いています。内閣は他の一般行政事務の他、左の事務を行うとした上で、その第1号に法律を誠実に執行し国務を総理することと。

日本学術会議の会員の任命のやり方、あるいは罷免の仕方について定めているのは日本学術会議法です。これはここに言う国会でできた法律、それは国民の代表からなる国会において制定されたものですから、内閣総理大臣が同法に従って学術会議に推薦された候補者105名をそのまま会員に任命することは、まさに憲法15条に定めた国民の公務員選定罷免権を尊重するということになるのです。

つまり、日本学術会議法を無視すること自体が、実は憲法違反でもあるということになります。付言すれば、法を無視する人間には、法改正を口にす倫理的資格があるかどうかは疑わしいですね。

4 憲法15条1項は公務員選任の「一般条項」ではない

さらにこの政府答弁の懸念されるところを話しておきます。形式上内閣総理大臣、ないしは内閣が任命する役職は学術会議の会員に限らず多数ございます。

非常に問題になるのは裁判官です。最高裁判所の裁判官および高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所という、下級審と呼ばれる裁判所の裁判官です。憲法によれば裁判所の名簿に基づいて内閣が任命するとされてい

ます。

しかし、これは内閣が実際に個々の裁判官の資質を判断して任命していくというものではございません。これも実際上は形式的任命で、最高裁の事務総局から提出された裁判官候補の名簿にのっとり、そのまま任命していたというのが従来のやり方です。

日本学術会議もその点では同じなのですが、先ほどのように日本学術会議の会員においてそれは推薦名簿の通り任命しなくて良いのだということになってしまうと、裁判官についても推薦名簿に基づいて任命しなくても良いということが起こってしまいます。

実は2年前の国会審議の中でも裁判官については名簿通りの任命なのでよねという質問があったときに、最高裁事務総局の方が答弁を濁したという出来事がありました。これはもしかすると、その前の2018年段階で学術会議に対して行われたように、ポストよりも多い候補者を名簿に書いて選べるようにするというのをもう始めているのではないかというのです。

もう一つの問題は国立大学、広島大学も含めて独立行政法人化していますが国立大学の学長の任命でございます。以前は多くの大学の学長はその大学の教育職にある教員による、あるいは教職員による投票を行い、そこで絶対的あるいは相対的な多数を得た候補者について、文部科学大臣が任命することが大学の自治を制度的に保障する慣行として行われていました。法令上はあくまで文部科学大臣が任命する。しかし文部本科学大臣は誰を学長にすべきかということについては大学のそういった選挙、投票の意向に従うとしていたわけです。ところが2004年にこの国立大学が独立行政法人化されます。独立行政法人化されるとともに、学長については学長選考会議というものを設けて、そこに大学の外部の人物も入れた上でそこで文部科学大臣に推薦する学長候補者を選ぶということが行われるようになりました。

この学長選考会議のあり方は大学によって様々なので、一概に申し上げることはできませんが、やはり懸念されることはそれまで行われていた学内で

の投票、選挙の結果がどこまで尊重されているのかが不透明になってきたということでございます。これも約2年前ですが東京大学、京都大学の学長、総長候補の選挙が行われたんですが、そこで問題が顕在化しました。

例えば、それまでは過半数の得票が誰も得られなかった場合には決選投票をするという慣行があったのですが、それを相対多数で良い、1回目の投票で最多票を取った人をこの学長選考会議が学長候補として文部科学大臣に推薦することにして決選投票をやらないということが突如起こったのです。

これにはちょっとびっくりしました、というのはその大学はその前の前回の学長選挙・総長選挙では、決選投票で順位が入れ替わったんですね。そういうこともあるわけですから、決選投票をやらないということになると、有権者の過半数の支持を得てない方が学長、総長になるということが起こる。

さらに、やはり政権との関係というのが問題になってきますけれども、そういう形で選ばれた学長が学内できちんと支持をされていないにも関わらずその強権を発動するいわゆる私物化というような問題が起こります。

一番象徴的な出来事は北海道の旭川医科大学の学長でございます。学長と附属病院の院長との間でのトラブルが発生する、そうかと思いきやその他いろいろな問題・スキャンダルが出てきてとうとう文部科学大臣が学長を解任せざるを得なくなったという事件です。

今こう申し上げてまいりましたけど、実は裁判官の任命それから学長の任命については、いずれも慣行でございます。裁判所からの名簿に基づいてまでは憲法に書いてありますけれども名簿にどれぐらいの数の候補者をどんなふうに書いてどんなふう任命するんだということは規定されていません。

国立大学の学長にいたっては、これはもう大学の自治による慣行と大学の内規でございます。日本学術会議の場合はどうかというと、これは日本学術会議法にちゃんと105名任命しなさい、それは学術会議の推薦に基づいてですと、明確に書いてあるんですね。

法律に明らかに書いてあるものも無視する。そんなことが起こったのです。ですので日本学術会議の会員任命においてもそういうことが起こるということは、それ以外のその自主性、独立性が大事だと考えられている裁判官であったり学長であったりその他の公務員についても同じようなことが起こりうるということだということです。

1933年にドイツでヒトラーに大統領と首相の権限を集中させ、立法の権限まで与えた全権委任法というのがございました。これは当時のワイマール憲法の緊急事態条項を根拠にしているということもここで申し添えておきます。というのは日本の憲法改正の議論の中で今、緊急事態条項をいれるという議論が非常に強く主張されておりますので。

国会の憲法調査会でもそういう議論が聞こえてきますが、緊急事態条項を入れたときに何が起こったかということは歴史の教訓としてしっかり知っておく必要があるのです。しかし問題は、全権委任法がなくても憲法15条をこのように解釈してしまうと、この公務員人事を通じていわば内閣総理大臣による独裁ができてしまうという恐ろしさがあるということです。

ですので、ここで憲法15条1項は公務員選任の一般条項ではないのだというように改めて強調させていただきます。

5 任命拒否の背後にある学術軽視

さて、この後はその任命拒否事件の背後にある政権と学術の関係について見ていきたいと思います。私自身はこの任命拒否事件の背景には政権の一貫した学術軽視の姿勢があると考えています。それは菅政権では顕著でしたが、それでも現在の岸田政権でもやはり懸念される所はあります。どこからわかるか。この任命拒否事件が明らかになった後ですね、学術界だけでなく、法曹界、映画・芸術あるいは文芸など、表現に携わるいろんな方々あるいはその団体から政府および首相の対応を批判する一千を超える大きな声が上がりました。

しかし国会答弁では、菅首相や官房長官は、大学や男女比、年齢などについて会員構成に偏りがあったんだといった理由で拒否を正当化するということが繰り返されました。しかし男女比に偏りがあるなら女性の加藤先生を拒否したことの説明にならない。

年齢に偏りがあるのであれば一番若い宇野先生を拒否したことは説明ならない。東大と京大に偏りすぎているんだということになると、東大京大ではない私みたいなものを除外したことの説明がつかない。どんな説明をしても説明がつかない。

こういう答弁を繰り返した菅首相は、しかし残念なことに、この6名の方を菅首相はご存知だったんですかと問われたら、加藤さん以外は知らないといわれました。加藤先生は文書保存の関係で政府の委員をされておられたので名前は知っておられたようですが、私の名前なんて全く覚えられていなかったようです。

知らないならどうしてその人は駄目と言えるのかというと、言えるわけがない。ということでもまったくもって説明ができない。つまり学者の世界を全くわかってない。さらにこれに続いて、菅政権の支持率を下げたのが、コロナ対策で感染症の専門家の有益な意見を無視し続けたことです。

もう記憶の彼方かもしれませんが、2年前の今頃はどんどん感染者が増えていく、第1波が過ぎて第2波第3波と来ているときでした。けれどもGoToトラベルをなかなかやめない。ここまで増えてきたら死者も増えてきているので緊急事態宣言をもう一度出さなきゃいけないのではないかというのに、年内には出しませんでした。翌年2021年1月になってようやく2度目の緊急事態宣言を発出するということになりますが、さらに21年は東京オリンピック、パラリンピックでございます。7月に東京オリンピック、8月末から9月初めにかけてはパラリンピックですが、そのためにはこのオリンピック・パラリンピックを支えるための医療体制を組まなければなりません。ですので医師や医療資源がそちらに動員されるということもございますし、オリ

ピックは実際観客なしでやりましたが、ここで人が集まって感染が拡大するのではないかといろいろな問題があるわけです。当時の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の尾身茂会長が、第5波に突入する中で東京オリンピックの開催を「普通はない」と極めて控えめに表現されましたが、これはもうありえないという意味でございます。

しかし当時の菅首相は、オリンピック・パラリンピックの開催が、もうこの段階で既に30%台近く下がっていた政権への支持を再浮上させるための切り札と考えていたのでしょうか。断固としてオリンピック・パラリンピックを開催するということになりました。

でも、結果はもうご存知の通りでございます。オリンピック・パラリンピックは開催されました。選手は頑張りました。それは讃えられるべきなのですが、しかし政府のコロナ対策は全くもって機能しませんでした。東京では在宅で亡くなる方が数百名、8月まで二百名を超えたと聞いております。これでは政権の浮上にはなりません。

そういう意味でこの政権は徹頭徹尾専門家を軽視するという点において、任命拒否とコロナ禍対策の失敗は同根であったと私は考えています。この学術軽視はいったい国民にとってどのような禍根をもたらすのかというのが次でございしますが、二つの具体例を挙げていきます。コロナ禍対策については既に触れました通りですけれども、感染拡大が当時は第5波でした。その最中でのオリンピック・パラリンピックの開催によりまして、医療の専門家からの警告に政権が十分に耳を傾けず対策が遅れるということが起きます。

医療体制が逼迫して入院できず自宅で死亡する人が続出するということになります。8月段階で既に東京都だけで250名ぐらい亡くなられました。在宅死という形で亡くなられているという報告でございします。実際全国の数ももっと多いわけですけど。このあと岸田政権に変わるのですが、岸田政権の最初は幸運でした。

10月発足時はこの第5波が急に収まってきて第6波はまだ来ない。第6波

がまだ来ない段階での衆議院議員の4年任期ギリギリでの解散総選挙が打たれたわけです。これで自民党をおよび公明党といった政権与党は、過半数を確保していくということになります。でも、その直後に第6波がきました。

第6波が不可避だという指摘をされていたにもかかわらず、コロナ陽性の検査キットが不足するといった事態がこのときに発生しました。それから1年ちょっとでございます。今も第8波が来ておりますけれども、また同じようなことになっていますね。検査キットが不足している。医療が逼迫している、なるべく自宅で解熱剤等で自宅療養してくださいというようなことを厚生労働大臣が記者会見で述べるなど、これだけ何度も何度も同じことをやっているのになぜ十分な対策できていないのか、不思議に思う事態が続いています。

6 学術軽視がもたらすもの —「共謀罪」を例に—

さて、共謀罪という話に触れます。なぜ共謀罪という話をするかといいますと、実は私が任命拒否された理由は何も明らかになっていないのでここからは全くの推測なのですが、私は一度だけ国会に参考人として、いわゆる共謀罪、テロ等の犯罪の準備罪とかいう、その組織的犯罪処罰法の中に新たに一定の犯罪について組織的に実行するように計画を立てる内容の共謀をした場合にはその共謀に基づいて何らかの犯罪の準備行為をやった段階でこれを処罰するという新たな規定が、2017年、今から5年前に国会に上程され、激論の末、最後は強行採決状態で参議院を通過して可決成立をしたという事件がございました。この共謀罪について、野党の側から専門家として参議院で参考人として意見陳述をしてほしいと言われたことがございます。

5年前の6月でございます。そこで参議院法務委員会へ参りまして、以下のようなことを述べました。すなわち、共謀罪というのは実質は思想を処罰するものである。つまり、客観的に外部に有害な行為をしたということがないにもかかわらず犯罪としてこれに刑罰を科すということになる。そういう

意味で近代刑法の原則に反する。それに対して何とかこれを客観主義に合わせるために犯罪準備行為をしたということを条件とすると今回の法案はされているけれど、その準備行為というのは何でもいい。犯罪らしい犯罪の準備行為でなくてもいいということなので、これでは濫用の歯止めにならない。

更に申し上げれば、重大犯罪については実は準備行為そのものを処罰する規定が既に十分ある。しかも共謀罪よりも法定刑が重い場合が普通である。したがって、共謀罪が役に立つとすればそれこそ人々が問題にしないような軽い犯罪を組織的に、といっても3人以上で相談し合っていてちょっと何か準備をしようかねというときぐらいしかこの法律は意味がない。しかしそんなことに警察力や裁判の資源を使うほど日本は資源に恵まれているわけではない。

従ってこれは立法するだけ無駄である。役に立つということになるとそれは濫用するから役にたつということになる。大筋で以上のことを私は述べたのです。このことが任命拒否の理由ではないかと推測する方もいるのです。それにもかかわらず、この法案は可決成立してしまいました。でも、やはり私の言った通りになりました。それから約5年ちょっと経ちますが、共謀罪が実際に適用されて裁判で有罪になった事件は一件もありません。

ただし、ちょっと補足情報なのですが、現在国会において、この共謀罪の対象となる犯罪を少し広げるという法案が審議されています。それは犯罪収益、薬物および薬物以外の犯罪収益を収受する、移転などして隠すという罪がございしますが、犯罪収益を動かす罪を共謀罪の対象にしようという法案でございします。

気をつけないといけないのは、犯罪収益を動かすということ自体は、本来の犯罪をさらに続けるための準備的な行為であって、それ自体が社会にとって大きな害をもたらすというものではないのに、さらにその共謀を処罰する、ということになると、お金をここからここへ動かそうと言ってメールを打ったとかいうようなことだけでこの共謀罪の適用がありうるということに

なってしまう。国会の審議が非常に気になるところですが、対象犯罪を拡大することで今まで役に立たなかった共謀罪を使おうという話なのかもしれません。しかし実際のところは、日本の捜査機関はそこまで暇ではありません。実際にお金が動いたという段階で初めて摘発するのです。今回の改正法は問題だし、通ったとしてもやはり使えないんじゃないかと私は思っていますが、そういった議論が実は4年後に出てまいりました。

さて話を元に戻しますが、なぜこの共謀罪が学術軽視との関係で問題になるのかです。この共謀罪が国会を通過した最後の法案になる前は、この刑罰が、4年以上の懲役または禁錮といったような刑罰を定めている犯罪は全部共謀罪の対象にしましょうという規定だったのです。国連の国際組織犯罪対策条約の中にそう書かれていたので、機械的に法律を作ったのです。

ところが、自動車による交通事故を起こして人を怪我させたり、死亡させたりすると最高7年の懲役または禁錮、つい最近刑法改正があって、3年後には拘禁刑という名前になりますが、最高で7年の刑なんですね。これは何を意味するのかというと、最高で7年の刑は昔の法案のままだと共謀罪の対象になるのです。つまり過失運転致死傷罪を犯そうと組織的に共謀すれば処罰されるというような妙なことが起こる。しかし、過失ってうっかりですから、うっかりやった犯罪を事前に共謀するなんてありえない。

ありえないのですが最初の法案にはそれが入るように書いてあったのです。それからもうひとつ、爆発物取締罰則という、なんと明治時代の太政官というものがあつた時代にできた法律がございます。この中には爆発物の使用を共謀する犯罪、共謀罪そのものがあるんです。共謀そのものを処罰する規定があるのですが、この法定刑だけを見ると昔の法案の共謀罪の対象になることになる。組織的に爆発物取締罰則に違反して爆発物を爆発させることを共謀することの共謀罪があることになるのです。このままではわけのわからない法律になってしまいます。

共謀することの共謀罪、相談しようと相談する、ありえないでしょう。で

すが、そのような最初の法案のもとになる法制審議会の答申があったのです。法務大臣の諮問を受けて審議する機関が、この法制審議会でございます。その中はさらにいろんな専門に分かれていて、この手のものは刑事法部会というところがやります。委員はそのテーマごとに集められてくるのですけれども、これは法務大臣の1本釣りでございます。ですけれども、これはもう何をやっているんだと言いたいんですが、その法制審議会刑事法部会がその当時共謀罪法案について審議をしていたときには、共謀罪の共謀ですとか、過失犯の共謀ですとかいうのも対象になるにも関わらず、そのまま答申が出されているのです。これは端的に言えば、その時に1本釣りされた法制審議会刑事法部会の委員は何をしていたんだと批判しているのですが、逆に言うと審議会の委員には、文句を言わない、問題を指摘しないイエスマンだけを集めていたということなのだと思います。

審議会ですらに有益な意見が欲しいというのであれば、イエスマンばかり集めては駄目です。本当にその問題に精通していて、こんな問題がありますよ、とか、こう書いた方がいいですよと、いうことを活発に指摘してくれる方を集めないと駄目なんですけれども、残念ながら当時の法制審刑事法部会は、今言った共謀罪法案が持っている問題を無視して、そんなものを通してしまうんですね。これもまた、つまり政権の側が学者を使うときの使い方に問題があるのだと思います。専門科学者の専門性を生かしたいのであれば、本当にそれについて耳の痛い意見を言ってくれる方を選ばないといけないのにそうしていないということが、この事例からでもわかるということです。

7 学問の自由と学術政策

さて、そこで学問の自由と学術政策というところにまいります。日本学術会議という組織は実は1949年に作られています。その創立のときから、太平洋戦争、それに先立つ15年戦争の中で、研究者が軍事研究を強いられた、強いられただけでなく予算がどんどん増えてきたので日本でも原爆開発をやっ

ていたということは、この間いろんなドラマにもなりました。

京都大学の物理学研究室でも原爆研究をやっていました。その戦争の反省の上に立って作られた組織という性格がございます。それはどういう理屈なのか、単純に軍事研究に反対ということだけを言っているのかということ実はもう一つあります。それは学問の自由に関わる問題でございます。

実は2014年のアメリカ映画で「イミテーションゲーム エニグマと天才数学者の秘密」というその年のアカデミーでいくつかの部門賞を取った大ヒット作品があるのですが、この映画が、実はこれを説明するのに一番わかりやすいのです。これはどういう映画かということ、主人公はイギリスの数学者でアラン・チューリングという方です。

この方は、私もこの映画で初めて知ったのですが、実は今日のコンピュータのモデル、原型となるものを発明された、まさに天才数学者なのです。ところが、この天才数学者がその第二次世界大戦中に軍に呼び出されて、ドイツが当時使っていたエニグマという暗号の解読作業に従事し、実際解読に成功したわけです。そのときに解読に使った機械が、チューリングマシンという名前ですけど、これが今のコンピュータの原型です。

ところがこれは軍事機密でございます。しかも彼がこれに関わって暗号を解読したということは戦後も秘密にされました。なぜ秘密にされたかということ、戦後の東西冷戦のためです。ソビエトのスパイが、誰が暗号を解読したかつきとめ、それからその解読した科学者をソビエトに連れて行こうとする動きがあったというのです。拉致してなのか、お金によるのかわかりませんが、ソビエトへ連れて行って、そこでさらに軍事研究させる標的にされるからということもあったんでしょうが、その研究成果は秘密にされました。実際そうだったようですが、彼は同性愛者でもあったようです。その当時、これは刑法の問題なのですが、ヨーロッパの刑法は、1970年代ぐらいまでは、同性愛そのものを犯罪としておりました。

当時は1950年頃なのですけども、当時これは犯罪だったのですが、彼は

同性愛者で街の男娼を買ったということで警察に捕まって、有罪になります。刑務所に入るか、あるいは去勢薬を飲むかということを追われて、去勢薬を飲むということを選んだと聞いておりますが、そうこうするうちにその2年後には自殺をしたというふうに伝わっています。

そのチューリングのコンピュータ暗号解読であるとかコンピュータ開発の成果については、やっと10年ほど前にイギリス政府はようやく彼の名誉回復をしたと聞いています。

しかし、軍事研究とはそういうものです。自分はこういう研究成果を上げたのだということを公表できない。喋ってはいけない。しゃべったら反逆罪で死刑だということです。その結果として研究者として生きていくことができない。なぜかと言えば、研究者とは自分はこういう研究成果を上げているのでこのポストに就きたいとして研究ポストに応募していくものだからです。それによって大学の教授とかになるわけです。しかし、彼はそれができなかったのです。

さて、話を元へ戻します。2017年日本学術会議は当時作られたばかりですが、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度。安倍政権時代に年間100億円ほどの予算がついたというものです。これに対して学術会議は、これは軍事研究にも繋がる制度なので問題だとして慎重な姿勢を求める声明を出します。軍事的安全保障研究に関する声明でございます。これは、世間では割とよく誤解をされていまして、この声明は日本の科学者に対して、この予算を使った軍事研究を拒否しようと呼びかけていると思われている方が多いのですが、実はことはそんなに単純ではございません。むしろか拒否しろとは一言も言っていません。この声明自体は現在でも日本学術会議のホームページから読むことができます。ですので是非関心のある方は読んでいただきたいのです。

この声明は何を言っているかという、過去2回軍事研究には手を出さないでおこうという声明を出しましたね。それを踏まえて軍事研究については

慎重な対応をとりましょうね、各大学などの研究機関は、この予算をとって研究する際に研究テーマ・研究管理・発表の自由がちゃんと確保されるかどうかという観点からその審査をしましょうというのです。

これは、私と一緒に任命拒否された日本史の加藤陽子先生が指摘されていることですが、この声明は、実は憲法9条という観点よりも憲法23条の学問の自由を前面に出している。それはどういうことかということ、つまり学問の自由というのは、学者・研究者の側が、何が研究テーマとして有益であるとか、どんなふうにするかとかいうことについて、自由であることを含んでいる。研究テーマの選定、研究管理それから発表の自由ですね。

この防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に基づいて予算をもらった時にそれが保証できるのか。この声明は、それが保証できるかどうかはわからないから慎重に対応しましょうということで合意をとったものなのです。なぜなら当時の特に理工系の会員の中には、大学の経常経費、通常の研究予算がどんどん削減されていく中で少しでもお金が欲しいから、こういうものであってもお金が出るなら応募したいという意見もあったからです。

その中で最大公約数の、皆さんの意見が一致するレベルでちゃんと声明を出そうということを出した声明です。ですので一番大事なことは研究発表の自由。そこで得た研究成果を私がこういう形で成果を上げたのだ、発見したのだということが自由に発表できるかどうか大事だということです。岩波新書から今年の4月に6人連名で書いた『学問と政治』という本がございますが、その中で加藤陽子先生が今言った指摘をされています。研究発表の自由は一方で研究者自身が伸びていくためのポストを得てさらに研究を続けていくために必要です。

8 学問の自由は研究成果の公表を含む

他方で、その研究成果を享受する側にとっても研究発表の自由は必要です。研究成果はやはりオープンにしてもらわないと使えないのです。しかも日本

学術会議法の前文を見ていただいたらわかるのですが、日本学術会議法では単に日本の国民に奉仕するとは書いてない、人類に奉仕する、学問研究の成果というのは国境を越えるのです。

ですから、だれもが自由にそれを活用できるようにするという面でも、研究発表の自由が大事。そういう観点で書かれているのがこの2017年の声明でございます。従って学術政策も基本は、この学問研究、学問の自由を保障するという観点から推進されなければならないのです。

もちろん見方を変えると、今ウクライナで戦争をやっていますが、本当に軍事的に大変な場面になって、あの秘密作戦は秘密にしかなければならないとかこの新しい技術は向こうに対して秘密にしておかなければならないというときは、それは軍事組織がそれを管理すればいいしそうしなければならないのですよ。

けども、研究、学問そのものは一般的には自由でないといけない。さて繰り返しになりますが、したがって学問の自由は研究成果の公表の自由を含みます。軍事研究は研究者として大変不自由な研究であることはチューリングの悲劇が象徴しています。ついでに申し上げるとこの映画を見ますとね。

ドイツ軍の暗号エニグマを解読したにもかかわらず、イギリス側は解読成果全てを利用はしない。だって全部ばれていたら、ドイツ軍が暗号がばれていると気がつく。ばれていると気がついたら暗号を変えてしまいますから、せっかく解読したのにまたやり直さないといけない。ですので、そのうちの一部はドイツ軍の秘密作戦がわかっているけど、襲われる側には教えない。「襲われる船団には私の家族が乗っているんだ」といったセリフも映画にはありましたけれど、この船団は見殺しにされるのです。そう言った冷酷非情な判断というの描かれていました。

本来の学問の自由はそうではなくて、誰もが使えなければいけません。でも既に2013年に特定秘密保護法ができておりまして、新しい科学技術で特定秘密とされたものについては、これを漏洩することが犯罪になる。ついでに

いうと特定秘密漏洩の共謀罪もこの法律の中にあります。

しかし、特に研究者養成、若手研究者を養成することについても提言しなければならぬ日本学術会議としては、若手研究者がこんな成果を上げましたと言えなければ、次に伸びていきません。次のポストを得られません。ですからそのような守秘義務を伴うリスクの高い軍事研究については、若手研究所養成を使命とする大学でやらせるのは慎重にしなければいけないよといわざるを得ないじゃないですか。

もう定年を前にした教授はいいですよ。成果が上がっていますからね。ですから秘密研究をやってもいいですよと言うかもしれません。しかし、そこで使われる若手院生、助教は悲劇ですよ。「これ全部秘密で君の成果として発表しちゃいけないよ。」と教授に言われて、「先生、次私どこかの大学に応募するときに、こういう成果を上げましたって言っちゃいけないんですか。」と尋ねたら「そうですよ。」と突き放されますからね。

だからそんなことを若手にやらしてはいけないというので、2017年声明では、研究費を渴望する研究者、特に理工系の研究者もこの声明には賛成をしています。つまり守秘義務を伴うリスクの高い軍事研究を政府が無理にやらせる、あるいはそれに誘導すること自体が学問の自由を害してしまうことに気付く必要があるということです。

9 「学術会議のあり方」問題と

「ステークホルダー」(利害関係者)の序列

さて、さらにここから、学術会議のあり方問題というところに話を進めていきます。

2年前の任免拒否自体の問題性に対して、いわば論点のすり替えではないかと言われたのが、日本学術会議が、内閣府の1機関としてあること自体が問題だという言説です。このようなことがネットなどで言われ、自民党にプロジェクトチームが作られるというようなことがありました。その背景には、

2020年10月1日に任命拒否は大変な事件だという発言がSNSに上がってきたと思ったら、2日後の10月3日から今度は学術会議に対する異常な、まさにデマ攻撃がかかったという事実がございます。ここに甘利さんって書いていますね、衆議院議員をしている自民党の甘利さんです。

なんと中国の千人計画で中国と日本学術会議が共同で研究していると、自分のブログに書いていたのです。驚いて千人計画ってなんだと調べてみて初めて知ったんですが、軍事研究なのかと思って調べてみたら、実は中国の基礎研究を含む非常に幅広い研究政策で、海外に留学などして散っていた中国人研究者をどうやって国に呼び戻すかという政策だったようです。

率直に言えば、日本政府にもやってほしいな、日本政府なら1万人計画でやって欲しいなと思いました。もちろん研究組織ではない日本学術会議がそんなことを共同研究するわけがない。それから当時のフジテレビの解説委員でなんと立命館大学の客員教授でもあった人物が、日本学術会議の会員になると毎年死ぬまで250万円の年金がもらえるという発言までテレビでしました。これは嘘ですよ。250万円の年金がもらえるのは日本学術会議ではございません。日本学士院でございます。そこには私などより立派な先生がたくさんおられます。東大や京大の先生がほとんどですけれども。

日本学術会議の会員は年金なんかもらえません。年に数回ある会議の交通費と日当が出るだけです。しかし会員数210、それから連携会員2000、両方合わせて2210人。日本学術会議の予算は年間10億円。年間10億円のうちから事務局の職員の人件費、それから建物の維持費、水光熱費等を除いていくと、会員と連携会員を合わせた予算はひと月に平均して1万9000円弱。

月1万9000円弱、これでは、私は京都に住んでいますが、京都から東京まで3回学術会議関係の会議で出張しますと、3回目には日当と交通費が出なくなる。初めて学術会議の連携会議になったときの2008年に事務局からメールが来て、先生3回目の日当と交通費は辞退していただけませんかというのです。ただ働きして、身銭を切って働く。学術会議って、学者の国会と言わ

れた組織なのです。そのとき初めて実態を知りました。年間10億円の予算とはそういうものなのです。全然足りない。

それなのに年10億もらっているんだという攻撃があるのです。あなたは算数もできないの。職員の人件費と建物の維持費、水光熱費抜いて会員と連携会員の1人当たりで割り算してごらんなさいよ。最後は身銭を切らないといけない。あるいは東京など首都圏に在住の会員の方々は多分交通費はもらっていない。そういうことを知ってこう言うのですか。本当にそう言いたいのですね。その他にもいろいろなデマやフェイク情報がありました。このときのデマ、フェイク情報をまとめたホームページのサイトというのが実はございます。

こういうことがあったにもかかわらず、学会会議のあり方が問題なのだというようなことが言われ、内閣総理大臣のもとに総合科学技術イノベーション会議、略称 CSTI (システィ) といひまして、議長が内閣総理大臣なんです。ここが今年(2022年)「日本学会会議のあり方に関する政策討議」取りまとめというのをを出しています。これがちょっと問題で、要は何を言いたいかというと、学会会議は政策立案者や産業界などの「ステークホルダー」と十分な意見公開などをやってないじゃないかと言いたいのです。

面白いですね、ステークホルダーという言葉が使われています。ステークホルダー、簡単に言うと、その組織に対する利害関係人です。会社法などではよく使われる言葉ですね。株主さんだけでなく会社の従業員もいますし、その地域の方々というのもステークホルダーです。ですが、何をステークホルダーというかに注目してください。

このCSTIが挙げているステークホルダーとは、まず政策立案者、つまり政府関係者、産業界、報道機関、最後に市民が来て、研究成果を実際に活用するステークホルダーと書いてあって、この中には実際に科学研究をやる人が入っていないのです。ところが、学会会議もね、昨年(2021年)4月22日に独自改革に向けた一つの提言・声明を出しています。日本学会会議のよ

り良い役割発揮に向けてですが、ここでもステークホルダーという言葉を使っている。このステークホルダーは何かと言うと、まず、国民、次に研究者で、政府行政関係者、報道機関と続きます。しかし、財界は明文では入っていない。でもそれはもう国民の中に入っているのです。だけど、わかりますか。このCSTIが言っているステークホルダーと学会会議が言っているステークホルダーの順位付けが違う、あるいは中身が違うということ。学会会議のステークホルダーはまずは人類社会、世界の学会なのです。国民から始まっているのも実は学会会議法から見るとちょっと変で、学会会議法の前文は人類で始まっています。政策立案者や産業界、報道機関というのはそれに奉仕するエージェントであって冒頭に来るものではない。でもステークホルダーという言葉を使ってしまうと、なんとなく、何か政権と産業界の言うことを聞きなさいよという意味に聞こえてしまうというのは問題ですね。このマジックワードはやはり注意して使わないといけないし、元々そんな固定した意味ではないということに注意してください。その上で、私は、今、日本の学術政策で最も重視しなければならないステークホルダーは、若手研究者と研究者を目指す若者、つまり次世代の人々だと思っています。この人たちが研究に魅力を感じ、しかもそれで生活できるようにしてかなければ、日本の学術研究は減びます。

10 「選択と集中」政策の問題性

併せて問題なのが、このCSTIの科学技術政策でございます。政府及びその内閣総理大臣を長とするCSTIですが、実はこの10年20年、日本の科学ニュース予算の配分にとってキーワードとなる政策がございます。「選択と集中」という政策です。それを進めてきたのが政府であり、またCSTIなどの政策でございます。

しかし、学問の自由にとっては、何を学問するのは現場に任せた方がよいということは、昨年のノーベル物理学賞受賞者で、アメリカ国籍ですが、

日本出身の真鍋淑郎さんが述べています。この方は気候変動の解析をされた方ですが、この方のインタビューというのは、本当に読んでいて我が意を得たと思うところが多いです。

真鍋さんがいうには、研究は好奇心からです、私は人生で一度も研究計画書を書いたことがありませんでしたと。うらやましいですね。研究計画書を書く時間があったら論文を書きたい。私は本音でそう思っています。研究計画書をきちんと書くには時間がかかるのです。余計な手を取られるのです。そのわりに書いて出したけれど研究助成申請を落とされる徒労に終わることが多いのです。そんな暇があったらちゃんと文献を読んで統計をみて論文を書いてという方がよっぽどいいものができるだろうと思います。今や特に地方の国立大学の場合は、科学研究費、科研費を取らないことには学内の研究費ももらえないみたいなこと多いと聞いております。ですので、真鍋先生のような幸運な人生は送れないですね。研究計画書を書かなければやっていけないのですから。そんなことに時間を使ってはいけません。特に後に大きな成果を上げる研究というものは、最初はどうな成果に繋がるかわからないことが多いです。真鍋先生以外のそれまでの日本のノーベル賞受賞者もよくそう言っていますね。

失敗だと思ってやったら成功しましたとか。島津製作所におられてノーベル賞を取られた田中さんは、タンパク質を解析する機械を作られたのですが、試料をうっかり落としちゃったらしいですね。そこで偶然研究成果があがる。そういうものですから、最初からどんな成果があがるか研究計画書に書かないといけません。そんなことがわかっていたら研究はすでに出来上がっていますよ。だから、審査に通るための研究計画書の書き方というのがあるわけです。既に成果が見えているものを今からやることで見込まれる成果と書くのです。

でもそういうふうにして成果の上がりそうな研究を選択し、そこに予算とか人とかの資源を集中させる、それが「選択と集中」という政策の意味なの

ですが、それに固執する国、文科省、CSTI、総合科学技術イノベーション会議の政策は、上で言われたことに逆行しています。

なお、2010年総合科学技術会議の科学技術に関する基本政策についての答申では「選択と集中」ではなく「重点化」という言葉を使っていますが、自身は同じです。

また今年の5月に国際卓越研究大学法が成立いたしましたけども、結局は「選択と集中」の言い換えです。先の甘利明さんは、「大学はいまだに甘えている、改革をしていない。改革をするところには研究費を積む制度を作ったんだ」と、去年の衆議院選挙で発言されていました。喋っている方が「あまり」にわかっていないと言いたいところです（笑）。

10 「選択と集中」政策の問題性（その2）

さて、その「選択と集中」の政策の問題性ですが、この「選択と集中」というキーワードでグーグル検索をやると、ある研究者の書かれたブログがヒットします。そこにはこういうことが書かれています。

「研究は人がやるものです。研究は、代表者だけやるならば、信賞必罰のタイミグでもいいかもしれないけど、研究事業には研究労働者が必要、労働者は予算をつければ湧いてきて、期限が終われば後腐れなく消えてくれるようなものではない。研究事業が始まるまでに知識や技能も習得している人が求められます。研究事業が失敗と評価されて打ち切られた場合、研究代表者には失敗の責任があるかも知れないが、その元で働いている労働者としては、本人は真面目に仕事しているのに罰を受けることになります。」

研究労働者には若手の院生や助教が入っています。このような体制では優れた知識や技能を持つ研究労働者が仕事を続けることが難しく、さらに研究労働者の適任者がその職種を選ぶことが減ってくるであろうと書かれていますが、今まさにそれが日本で起こっているのです。

10 「選択と集中」政策の問題性（その3）

さらに、日本では研究論文が先進国の中で唯一減っているとか、学位論文が減っている、参照、相互参照が減っているということが指摘されています。なお、日本学術会議もこの危機意識を持っていまして、昨年12月に、このテーマを取り上げた我が国の学術政策を研究力に関する学術フォーラムをやっています。「研究力の現状とその要因を探る」という副題ですが、これも学術会議ホームページからその発表の資料、レジュメ等が見られます。この問題意識はこうですね、日本の学術の国際競争力の後退が顕著に表れている。90年代初頭、国立大学の大学院重点化、法人化、教育研究機関の改革が次々に実施されるとともにCSTIの創設をはじめとする科学技術の振興に係る制度も大きく変化したにも関わらず、この凋落傾向は改善されていないばかりか、むしろ近年は加速傾向にあるというのです。このフォーラムの基調報告に書かれています。

10 「選択と集中」政策の問題性（その4）

でも、「にも関わらず」じゃないと思います。むしろ、「だからこそ」かもしれない。その中で一番私読んで印象深かったのは、鈴鹿医療科学大学の豊田長康先生がこう言われていることです。研究論文の量と質を決めるには、フルタイムの研究従事者数と、この公的大学研究資金の額、なかでも人件費であり、また研究に専念できる時間にあるのだと。しかも研究論文の発表数などから見た統計を見ると、2004年を境に日本の研究競争力低下が始まったということが指摘され、今やOECD諸国の中で最低クラスだというのです。これは国公立大学の独立行政法人化に伴った政策による影響です。なぜなら、2004年に国公立大学の独立行政法人化がなされているからです。

です。これに対する処方箋はこれです。研究従事者の最低賃金の確保と分厚い中間層の復活。海外と戦うためには、そして日本の経済成長のためには、日本の極端ないびつな大学関係からはもはや「選択と集中」やメリハ

り配分の効果は小さく、大都市大も地方大も一緒に協働し総力戦でもって全国津々浦々に柔軟に機能するシステムを展開することが重要であると。その後ますますそうなっていると思います。

11 学術と政治のあるべき関係

最後にですが、こういったことを見ながら学術と政治のあるべき関係について考察していきたいと思います。日本学術会議法第3条は、同会議の職務として、科学に関する重要事項を審議しその実現を図ることと、それから科学に関する研究の連絡を図りその能率を向上させることを挙げており、その上で日本学術会議は独立してこれらの職務を行うとしています。

また、憲法23条は、学問の自由はこれを保障すると定めています。ここに表れている学術と政治のあるべき関係は政治が一方的に学術側の要請に従うことだとは私は思っていません。

学術の専門家は大抵はオールラウンドプレーヤーではございません。むしろ一芸に秀でている方々です。従って彼らの話を聞くとそれぞれ自分の分野が大事だということしか言わないことになります。

政治の側はそういった学術の側からの声に対して、これが足りてないではないかとかこししないとかそれを間違っているとかいう耳の痛い話を聞きながら、時々の問題の重点を判断して政策化することが求められます。学術の側からの真に役に立つ話を聞くためにはその発言は自由でなければならない。

しかし研究者・学者というのはある意味で自分の研究にとってエゴイスティックですから、それを総合していくのは本当は政治の側の責任なのです。しかし、日本の歴史をみれば、あるいは世界の歴史もそうですが、学術政策に関しては政治家任せにされているかというところがそうはならないというのが過去の歴史であったと思います。任せっきりにしたから、我が国の平和的復興をしないといけない状態になったわけですね。平和的復興に寄与することと

いうのも日本学術会議法の前文にある言葉です。

そのためにも、日本学術会議会員の任命を拒否し続けている今の政治もそうですが、そういう政権であり続けてはならないと思います。特にさらにコロナの第8波が来ている時でございます。またこのコロナ禍を経てそれからウクライナ戦争が今続いておりますがそういった世界のいろいろな情勢の変化にどうやったら対応できるか、どうやってこれに対処できるかということも含めて、学術専門家側の耳の痛い話をしっかり聞ける政治家でなければなりません。

こういうふうに私は考えております。それぞれ学問側は学問側の責任、政治の側は政治をつかさどる側の責任というのが独立してあるのだというふうに考えている次第です。したがって、改革の必要性から見れば、政治家の意識改革のほうが喫緊の課題ではないでしょうか。

12 任命拒否事件の現段階

さて、最後任命拒否事件の現段階であります。そういう中でしかし違法状態は残っていますので、これを何とかしなければということで現在1000名を超える日本の法律家およびその任命拒否の対象とされた6名によりまして、それぞれ任命拒否の判断の基礎となった情報を公開するように情報公開請求と個人情報公開請求というものを行っています。しかし、対象機関である内閣府大臣官房長などはみな、人事に関わることだから開示できない、あるいはそういう資料があるかないかも答えられないという回答をしています。その理由としてはその存否を答えること自体が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報だからだと。昨年(2021年)6月にこういう回答をいただきました。公正かつ円滑な人事をやっていない疑いがあるから情報開示請求をしているのですが。

こんな答えしかないので、現在、これに対する審査請求をやっております。しかしこれももう審査請求を始めて1年ぐらいになります。昨年(2021年)

の11月18日によく審査請求に基づいて情報公開個人情報保護法43条1項の規定により、情報公開個人情報保護審査会に諮問がなされたというのですが、この書類が不備だとか、ここは分けて出せとか、いろいろあって、代理人の弁護士の先生方にはその都度やり取りをしていただいております。事務局を担当している先生方にお手数をかけておりますがなかなか進まないというのが現状です。

そのうちに今年の4月20日に、先ほど申し上げた岩波新書から『学問と政治 学術会議任命拒否問題とは何か』が刊行されました。既にご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、6名がそれぞれの視点で、有益な、つまり役に立つことを書いているつもりでおります。岩波側からは、近年出た岩波新書の中では一番売れたということのようでございます。

別に商売のために刊行したわけではございませんけれども、是非そういうものをご参照いただいて、この問題は続いているのだ、違法状態は続いているのだということを、改めてご認識いただければ幸いです。

終わり

研究の話を中心に最後には、一方ではそういった科学技術政策を変えさせるという声を上げなければいけないということを強調したいと思います。他方では、そういう中だけどやはり学問・研究が面白いのだという若い方、学生さんを作っていかなければいけない、少しでもそういう人を作っていかないと実は我々の世代は、あとを継ぐ研究者すら供給できないことになります。このような危機がいろいろな分野で起こりかけています。

実は大学および日本の学問はそういう現状にあるのだ、ということも併せて今日の話の中でご理解をいただきたいと思っているのです。本当に長い時間話をお聞きいただきましてありがとうございます。

（以下、質疑応答省略）

.....以下レジュメより.....

日本学術会議会員任命拒否事件と『学問と政治』

立命館大学教授 松宮孝明

1 岸田政権と「任命拒否」

・2020年10月1日の任命拒否事件：その違法性

日本学術会議法7条にある105名の任命義務を無視して99名しか任命しなかったこと+その理由を説明しない(できない?)こと。任命権者でない杉田官房副長官が勝手に名簿から外したこと

→20年10月12ポイントの支持率低下→菅政権の崩壊の切っ掛けに

岸田政権下, 10月11日に岸田首相が, 国会答弁において, この「任命拒否事件」について菅前総理大臣が最終判断したものだとして任命に関する一連の手続きは終了しているという認識を示した。

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211007/k10013296921000.html>)

→岸田政権は菅政権が作った違法状態を継承(3月16日の梶田会長と松野官房長官との会談でも議論を続けることを確認するにとどまる)→最長6年間の違法状態?

2 任命拒否を正当化するために持ち出された法解釈

・「憲法67条1項により内閣総理大臣は国民の代表からなる国会の指名を受け, 憲法72条に基づいて内閣を代表しており, その内閣は憲法65条に基づいて行政権を掌理するのであるから, 内閣総理大臣は会員の任命権者として学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使できる。」

・「憲法15条1項によれば公務員の選定・罷免権は国民の権利であるから、任免権者である内閣総理大臣は、日本学術会議法17条による推薦の通りに任命すべき義務があるとまでは言えない。」

←当時の学術会議会長が関知しないままに作られた2018年11月13日付の学術会議事務局名による文書「日本学術会議法17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」（しかし、この文書でも105名未満の任命は正当化していない。）

3 憲法の曲解による首相独裁？

・さらに問題とすべきは、内閣総理大臣は国会を通じて間接的にせよ国民に選ばれているのだから、内閣総理大臣に任命権がある公務員については、総理が国民の公務員選定罷免権を根拠に自由に選定し罷免することができるといわんばかりの論理

・憲法15条1項は「あらゆる公務員の終局的任免権が国民にあるという国民主権の原理を表明したもの」にすぎない

・それどころか、憲法73条は「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ」とした上で、その第1号に「法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」と規定

→日本学術会議法は、ここにいう「法律」である。それは、国民の代表から成る国会において制定されたものである。したがって、内閣総理大臣が同法に従い、学術会議の推薦された候補者105名をそのまま会員に任命することは、まさに、国民の公務員選定罷免権を尊重するものなのである。

4 憲法15条1項は公務員選任の「一般条項」ではない

・さらに懸念すべきこと：形式上内閣総理大臣ないし内閣が任命する役職は、学術会議の会員にかぎらず、多数ある

*最高裁・下級審裁判官：裁判所の名簿にもとづいて内閣が任命、

国立大学学長：学長選考会議の選考に基づいて文部科学大臣が任命

→「一般条項」を持ち出すことで、政権の意向通りに任命

→「学長候補意向投票」問題、学長の不祥事・私物化

*旭川医大学長解任問題

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210628/k10013108911000.html>) その他(東
京大学、京都大学、福岡教育大学等々)

このような解釈は、憲法15条1項をナチスドイツの全権委任法にしてしま
うもの

5 任命拒否の背後にある学術軽視

- ・「任命拒否事件」の背景には政権による一貫した学術軽視の姿勢がある
- ・任命拒否が明らかになったあと、学術界だけでなく、法曹界、映画界、芸
術界などから、政府および首相の対応を批判する1000を超える大きな声
が上がった
 - ←会員構成に偏りがあるとかいった理由にならない理由を挙げ、他方で6
人のことは名前もほとんど知らないなど、自己矛盾の答弁を繰り返すだ
け
- ・コロナ禍対策では、感染症の専門家の有益な意見を無視し、緊急事態宣言
の発出を遅らせ、国民の緊張感を削ぐような態度を取り続けた。7月のオ
リンピック前には、尾身茂会長らは「第5波」に突入する中での東京五輪
開催を「普通はない」と発言
 - ←すべて無視！
- ・専門家軽視という点で、任命拒否とコロナ禍対策の失敗は、同根

6 学術軽視がもたらすもの

—コロナ禍対策と「共謀罪」を例に—

- ・このような学術軽視は、私たちの生活や、場合によっては命を脅かすことにも
 - 感染拡大の「第5波」最中でのオリ・パラ開催では、医療の専門家からの警告に政権が十分に耳を傾けず対策が遅れた。医療体制が逼迫し、入院できず自宅で死亡する人が続出 (<https://digital.asahi.com/articles/ASP8W01Q0P8VUTIL06T.html>)
 - 第6波でも検査キットの不足など
- ・「共謀罪」:「準備行為」を要求せず、過失犯や特別法上の共謀罪も「共謀罪」の対象となり得ることを看過した法制審議会刑事法部会
 - ←諮問者の一本刷りでの「イエスマン」の弊害：中立的な専門家の推薦の重要性→学会会議の人事の独立性の意味

7 学問の自由と学術政策

- ・学会会議は、その創立のときから、研究者が軍事研究を強いられたという戦争の反省の上に立ってつくられた組織
- ・2014年映画『イミテーション・ゲーム／エニグマと天才数学者の秘密』(<http://imitationgame.gaga.ne.jp/>)
(<https://www.youtube.com/watch?v=Lzd7MAAd0J5A>)
- * 主人公チューリングは、自分がドイツ軍の暗号「エニグマ」を解読したという事実を戦後も秘密にされ、しかも、当時は犯罪であった同性愛で有罪となり、失意のうちに自殺した
- ・防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に対して慎重な姿勢を求める
2017年の学会会議「軍事的安全保障研究に関する声明」→研究テーマ、研究管理、発表の自由への懸念から慎重な対応を要請
- * 加藤『学問と政治』は「学問の自由」からのアプローチと評する。

8 学問の自由は研究成果の公表を含む

- ・軍事研究は、研究者にとって大変不自由な研究であることは、チューリングの悲劇が象徴している

* 2013年の特定秘密保護法

- ・研究者養成についても提言しなければいけない学術会議としては、そのような守秘義務を伴うリスクの高い軍事研究を若手研究者養成も使命とする大学でやらせるには慎重にと言わざるを得ない←2017年声明では研究費を渴望する研究者も一致
- ・守秘義務を伴うリスクの高い軍事研究を政府が無理にやらせる、あるいはそれに誘導すること自体が、学問の自由を害してしまう

9 「学術会議のあり方」問題と

「ステークホルダー」(利害関係者)の序列

- ・20年10月3日からの異常なデマ攻撃(甘利:中国の「千人計画」との共同、フジテレビ解説委員:250万円の年金?)→自民党 Dappi によるフェイク世論誘導

(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/171070>) → 「ポスト真実」への警戒

- ・「総合科学技術・イノベーション会議」(CSTI)の「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」(2022年1月21日):「(学術会議は)、政策立案者、産業界、報道機関、市民等の実際に科学的助言を活用するステークホルダーと十分な意見交換を行い、実態の把握と分析を行いつつ、中長期的、俯瞰的分野横断的な課題を設定し、具体的に何を検討するかあらかじめ明確化することが必要となる」
- ・学術会議は、国民、研究者、政府・行政関係者、報道機関をステークホルダーとする(2021年4月22日の「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」等)
- ・学術会議のステークホルダーは、まずは人類社会、世界の学界。政策立案者、産業界、報道機関は、本来はこれに奉仕するエージェント

10 「選択と集中」政策の問題性

- ・学問の自由にとっては、「何を学問するか」は現場に任せた方がよい

- ＊ 2021年度のノーベル物理学賞受賞者真鍋淑郎氏：「研究は好奇心から」、「私は人生で一度も研究計画書を書いたことがありませんでした。」←研究計画書を書く暇があったら研究したい！

- 後に大きな成果を上げる研究というものは、最初はどんな成果につながるかはわからないことが多い

- ・「選択と集中」に象徴される国、文科省、総合科学技術（イノベーション）会議の政策は、それに逆行（10年総合科学技術会議『科学技術に関する基本政策について』に対する答申）では「重点化」、22年5月「国際卓越研究大学」法成立）

- ＊ 「その改革をするところには研究費を積み増す（制度を作った）。」→あまりにわかっていない

(<https://digital.asahi.com/articles/ASBP5J2VPBPUTFK00Z.html>)

10 「選択と集中」政策の問題性（その2）

- ・「研究は人がやるものだ。研究代表者だけならば、信賞必罰型の待遇もありうるかもしれない。しかし、研究事業には、研究労働者が必要だ。労働力は予算をつければ沸いてきて期限が終わればあとくされなく消えてくれるようなものではない。研究事業が始まるまでに知識や技能を修得している人が求められる。研究事業が失敗と評価されて打ち切られた場合、研究代表者には失敗の責任があるかもしれないが、その下で働いている労働者にとっては、本人はまじめに仕事をしているのに罰を受けることになる。このような体制では、すぐれた知識や技能をもつ研究労働者が仕事を続けることがむずかしく、さらに、研究労働者の適任者がその職種を選ぶことが減ってくるだろう。」（匿名研究者のブログ「学術政策について -- 『選

択と集中』の発想の転換を)」より

(<https://macroscope.hatenablog.com/entry/20161112/1478936088>)

10 「選択と集中」政策の問題性（その3）

- ・学術フォーラム「我が国の学術政策と研究力に関する学術フォーラム—我が国の研究力の現状とその要因を探る—」（2021年12月21日）
(<https://www.scj.go.jp/ja/event/2021/315-s-1211.html>)
- ・「日本の学術の国際競争力の後退が顕著に表れている。」「我が国では1990年代初頭から、国立大学の大学院重点化や法人化など、教育研究機関の『改革』が次々に実施されるとともに、CSTI創設をはじめとする科学技術の振興に関する政策も大きく変化した」にもかかわらず、「この凋落傾向は改善されないばかりか、むしろ近年は加速傾向にある。」

10 「選択と集中」政策の問題性（その4）

- ・鈴鹿医療科学大学の豊田長康氏：研究論文の量と質を決めるのはフルタイムの研究従事者数と公的大学研究資金の額——中でも人件費——であり、また研究に専念できる時間にある
- ・2004年を境に日本の研究（競争）力低下が始まったこと、日本の人口当たりの研究従事者数、政府から大学への研究資金および人口当たり博士課程学生数はOECD諸国の中で最低クラスにあること
- ・これは国公立大学の法人化に随伴した政策による影響
- ・日本の大学の研究力復活のためには、「(研究従事者の)最低賃金の確保と分厚い中間層の復活」が不可欠であり、「海外と戦うためには、そして、日本の経済成長のためには、日本の極端でいびつな大学間傾斜からは、もはや『選択と集中』や『メリハリ配分』の効果は小さく、大規模大も地方大もいっしょに協働し、総力戦でもって、全国津々浦々に柔軟に機能する研究エコシステムを展開することが重要」

11 学術と政治のあるべき関係

- ・日本学術会議法3条は、同会議の職務として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。」と「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」を挙げつつ、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」としている。また、憲法23条は「学問の自由は、これを保障する。」と定めている。ここに表れている学術と政治のあるべき関係は、政治が一方向的に学術側の要請に従うことでもない。というより、学術の専門家はたいていオールラウンドプレイヤーではない。
- ・政治の側には、学術の側からの多様な「耳の痛い話」を聴きつつ、時々の重点を判断して政策化することが求められる。学術の側からの真に役に立つ話を聴くためには、学術は自由でなければならない。しかも、政治家任せにはおられないという歴史。←「わが国の平和的復興……に寄与すること」
- ・そのためにも、日本学術会議会員任命を拒否し続ける政権であり続けてはならない

12 任命拒否事件の現段階

- ・情報公開請求と個人情報公開請求に対する内閣府大臣官房長らの「不開示」、
「存否応答拒否」←「その存否を答えること自体が、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがある情報を開示することになる」（21年6月）
- ・これに対する審査請求（情報公開法と個人情報保護法の2本立て）
- ・21年11月18日：情報公開・個人情報保護法43条1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に（ようやく）諮問
- ・現在、6名の個人情報開示同意書提出。しかしなかなか進まず
- ・4月20日『学問と政治 学術会議任命拒否問題とは何か』発売
(<https://www.iwanami.co.jp/book/b603071.html>)

【参考文献】

『学問と政治 学術会議任命拒否問題とは何か』(岩波新書, 2022)

【参考情報】

- ・医療体制が逼迫し、入院できず自宅で死亡する人が続出
(<https://digital.asahi.com/articles/ASP8W01Q0P8VUTIL06T.html>)
- ・自民党 Dappi によるフェイク世論誘導
(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/171070>)
- ・その改革をするところには研究費を積み増す：自民党・甘利明幹事長
(<https://digital.asahi.com/articles/ASBP5J2VPBPUTFK00Z.html>)
- ・匿名研究者のブログ「学術政策について -- 『選択と集中』の発想の転換を」より
(<https://macroscope.hatenablog.com/entry/20161112/1478936088>)
- ・学術フォーラム「我が国の学術政策と研究力に関する学術フォーラムー我が国の研究力の現状とその要因を探るー」(2021年12月21日)
(<https://www.scj.go.jp/ja/event/2021/315-s-1211.html>)
- ・4月20日『学問と政治 学術会議任命拒否問題とは何か』発売
(<https://www.iwanami.co.jp/book/b603071.html>)